

教員免許更新費用等補助

1 給付要件

- (1) **教員免許を更新する会員**が教員免許状更新のための講習をすべて終了した年度に、講習費用の一部として1回につき1万円を補助します。

平成31年度の補助対象者

修了確認期限（有効期限の満了日）	受講期間
令和3年3月31日	平成31年2月1日～令和3年1月31日

- (2) **講習が免除される会員**（校長・園長、教頭・副校長・副園長、主幹・総括・指導教諭、表彰を受けた会員等）に、免除を申請した年度に自己研鑽のための費用として1回につき1万円を補助します。

平成31年度の補助対象者

修了確認期限（有効期限の満了日）	受講期間
令和3年3月31日	平成31年2月1日～令和3年1月31日

- (3) **事務職員、栄養職員、教育関係団体役職員**が35歳、45歳、55歳の誕生日を迎える年度に自己研鑽のための費用として1回につき1万円を補助します。

平成31年度の補助対象者

対象年齢	対象者の生年月日
満35歳	昭和59年4月1日～昭和60年3月31日
満45歳	昭和49年4月1日～昭和50年3月31日
満55歳	昭和39年4月1日～昭和40年3月31日

- (4) 補助を受けようとする会員は、教員免許更新費用等補助請求書（第6号様式）に所属長の確認を受け、**令和2年3月31日までに請求**してください。（添付書類は不要です。）
- (5) 免許状の更新を要する会員及び免除される会員については、更新講習受講期間が平成31年2月1日に始まる会員から請求できます。（更新講習受講期間が平成31年2月1日に始まる会員のうち、平成31年2月1日から平成31年3月31日までの間に講習が終了している会員は、**令和2年3月31日までに請求**してください。）

2 注意事項

添付書類は必要ありません。所属長に**受給資格**の確認を受けてから提出してください。

- (1) 更新講習がすべて終了してから請求してください。受講終了日が未来日付の請求は受け付けられません。
- (2) 令和元年度に請求できる対象者は
修了確認期限（有効期間の満了日）が令和3年3月31日以降の方です。
ご自身の修了確認期限（有効期間の満了日）については、神奈川県ホームページでご確認ください。
URL : www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin.html

2 更新講習が免除となる会員

- (1) 免除申請手続きを所属長に申請してから請求してください。
- (2) 令和元年度に請求できる対象者は
修了確認期限（有効期間の満了日）が令和3年3月31日以降の方です。
ご自身の修了確認期限（有効期間の満了日）については、神奈川県ホームページでご確認ください。
URL : www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin.html

3 事務職員、栄養職員、教育関係団体役職員の会員

- (1) 35歳、45歳、55歳の誕生日を迎える年度末までに請求してください。
誕生日前に請求書を提出することも可能です。
修了確認期限、受講終了年月日、免除理由の記入は不要です。

＜！！注意！！＞

育児休業等で修了確認期限（有効期限の満了日）を延長した方は、延長後の修了確認期限（有効期限の満了日）を必ずご確認ください。
URL : www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin.html
修了確認期限（有効期限の満了日）が年度途中の方でも給付の対象となりますので、該当する方は、振興会にお問い合わせください。

教員免許更新費用等補助請求書については、4月23日付で各所属に配布してあります。また、「各種事務手続き」からダウンロードすることもできます。

給付金の振込予定日は、振興会で請求書を受領した月の「翌月25日（営業日）」です。給付スケジュールについては、振興会ハンドブック2019年度版12頁をご覧ください。

振興会の給付事業は、現職会員が対象です。臨時的任用職員、非常勤職員、任期を定めて採用された職員及び再任用職員の方は、振興会の現職会員ではありませんので、給付（補助）の対象とはなりません。振興会への加入の有無は、給料の明細書でご確認いただくか、振興会までお問い合わせください。

